

# 特定求職者雇用開発助成金 成長分野人材確保・育成コース

令和5年  
4月1日  
制度改正!!

デジタル・グリーン分野の業務に就職が困難な方(未経験者に限る)を  
「採用」した場合や就職が困難な方(未経験者職種に限る)を  
「採用」し「訓練」を行い「賃金引上げ」を実現することで助成金の額が通常より上がります。  
(「訓練」や「賃金引上げ」が行われない場合は、通常のコースの助成金が支給されます)

人材開発支援助成金を  
受給する場合は、  
対象労働者の雇入れ日から  
「1か月前」に計画書を  
提出する必要があります。

## 助成額

通常の1.5倍!

90万円

360万円

助成金額が賃金総額を超える場合には、賃金総額が上限となります。

※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、  
20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

## 対象事業主

①～④のすべてに該当する事業主です。

- ① 上記対象労働者種別に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。
- ② 対象労働者を、次のいずれかの成長分野等の業務に従事させる事業主であること。

デジタル化:情報処理・通信技術者・データサイエンティスト  
グリーン化:脱炭素・低炭素化等に関する研究・技術の職業

- ③ 対象労働者に対して、雇用管理改善または職業能力開発に関する取り組みを行うこと。
- ④ ②と③についての報告書を提出すること。

短時間労働者以外	企業規模	助成対象期間	支給額	既存のコースの支給額	新コースの支給額
高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	中小企業	1年	90万円	30万円×2期	45万円×2期
	中小企業以外		75万円	25万円×2期	37.5万円×2期
就職氷河期世代不安定雇用者	中小企業	1年	90万円	30万円×2期	45万円×2期
	中小企業以外		75万円	25万円×2期	37.5万円×2期
身体・知的障害者発達障害者、 難治性疾患患者	中小企業	2年	180万円	30万円×4期	45万円×4期
	中小企業以外	1年	75万円	25万円×2期	37.5万円×2期
重度障害者等 重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者	中小企業	3年	360万円	40万円×6期	60万円×6期
	中小企業以外	1年6か月	150万円	33万円×3期	50万円×3期
短時間労働者	企業規模	助成対象期間	支給額	既存のコースの支給額	新コースの支給額
高年齢者(60歳以上) 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	中小企業	1年	60万円	20万円×2期	30万円×2期
	中小企業以外		45万円	15万円×2期	22.5万円×2期
身体・知的障害者発達障害者、 難治性疾患患者	中小企業	1年	120万円	30万円×4期	30万円×4期
	中小企業以外		45万円	22.5万円×2期	22.5万円×2期
重度障害者等 重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者	中小企業	2年	120万円	20万円×4期	30万円×4期
	中小企業以外	1年	45万円	15万円×2期	22.5万円×2期

### ◆訓練と賃金引上げ支給要件について

- 対象となる訓練:① 1コースの実訓練時間数等が50時間以上の訓練  
② ①以外の人材育成支援(有期実習型)、人への投資促進(高度デジタル人材)  
事業展開等リスキリング支援等

賃金引上げ要件 5%以上